

広島県告示第八百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十九年八月九日までの間、縦覧に供する。

平成十九年七月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

津之郷山守線

三 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備 考 |
|--|------|------|-----------------|--------------|-----|
| | 新 | 旧 | | | |
| 福山市駅家町大字今岡五〇八番一地从先から 福山市駅家町大字今岡五〇六番一地从先まで | 七・〇〇 | 三・〇〇 | 二二・〇〇〇五 | 二二・〇〇 | 拡幅 |